



資 循 第 5 5 5 0 号
平成 2 0 年 3 月 2 8 日

(社) 千葉県建設業協会 会長 様

千葉県環境生活部資源循環推進課長
(公印省略)

特別管理産業廃棄物処理実績報告書提出制度の廃止について (通知)

産業廃棄物の適正処理については、日ごろ御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 0 年 4 月 2 日から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条の 3 第 6 項の規定に基づく「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出制度が始まります。

この制度の開始に伴い、従来「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」(昭和 4 7 年千葉県規則第 4 3 号) 第 9 条の 2 の規定により提出していた「特別管理産業廃棄物処理実績報告書」を廃止し、提出する必要はなくなりますので予め御連絡いたします。

つきましては、貴会員 (組合員) に対して「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出のための準備と併せて周知していただきますようよろしくお願いいたします。

※ 千葉市内、船橋市内及び柏市内に排出事業所がある場合は、各市役所へお問合せ願います。

※ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式等は次のアドレスにアクセスして取得してください。

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_ichihai/jigyousya/manifest/houkoku20.html



千葉県環境生活部
資源循環推進課 事業推進室
電話 043-223-2656

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について

《平成 20 年度からスタートします》

環境生活部資源循環推進課
事業推進室

電話 043-223-2656

FAX. 043-221-3970

電子メール e-haiki@mz.pref.chiba.lg.jp

□ 制度の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項に基づき産業廃棄物管理票の交付者（以下「事業者」という。）は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等の状況に関し、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）」（以下「報告書」という。）を作成し、千葉県知事へ提出することが義務付けられました。

なお、千葉市内の事業者にあつては千葉市長あて、船橋市内の事業者にあつては船橋市長あて、柏市内の事業者にあつては柏市長あてに提出することになります。

また、電子マニフェストを利用する事業者にあつては、情報処理センターが集計して千葉県知事に報告を行うため、産業廃棄物管理票交付等状況等報告を行う必要はありません。

□ 制度の開始

この報告書については、これまで適用が猶予されていましたが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成18年7月26日環境省令第23号）」で適用猶予期間が平成20年4月1日までと改められました。

初年度の平成20年度にあつては、平成19年4月1日～平成20年3月31日までに交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況に関して、平成20年6月30日までに千葉県知事へ報告書を提出していただくことになります。

事業者の皆様には、平成20年度からの報告（平成19年度の産業廃棄物管理票の交付状況分）に備え、産業廃棄物管理票の整理の徹底等、予め準備をお願いします

なお、この制度の開始に伴い、千葉県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則で提出をお願いしてきた「特別管理産業廃棄物処理実績報告」は廃止しますので、平成19年度分は提出する必要はありません。

□ 対象者

○ 千葉県内に事業場が所在する産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む。）

※ 千葉市内、船橋市内又は柏市内に事業場が所在する場合は、それぞれ千葉市、船橋市又は柏市に報告書を提出することになりますので、ご注意ください。

□ 報告対象

- 平成19年4月1日から平成20年3月31日までに交付したマニフェストの交付等の状況

□ 提出期限

- 毎年度年6月30日まで
(平成20年度の報告は、平成20年4月2日から6月30日まで)

□ 提出先及び提出の方法

次のいずれかの手続きにより、提出してください。

(1) 「ちば電子申請・届出サービス」による提出

- 千葉県ホームページの「ちば電子申請・届出サービス」から入力手続きを行ってください。

注：電子届出は、報告期限の4月1日から6月30日（平成20年度報告は、平成19年4月2日から6月30日）以外の期間は届出画面が表示されませんのでご注意ください。

(2) 紙様式による提出

- 千葉県作成様式（EXCEL形式）又は法定様式（PDF形式）を印刷し、正本1部を郵送又は持参により提出してください。

※ 控えの受付・返送は行いませんので、返信用封筒は入れないようご注意ください。
控えが必要な方は事前に写しをとってから提出してください。

(提出先)

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県環境生活部 資源循環推進課 事業推進室

※ お手数ですが、封筒に「マニフェスト報告書在中」とご記入ください。

千葉県知事

様

報告者
住所
郵便番号
氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、
年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称 事業場の所在地	郵便番号		電話番号		業種		運搬先の住所(所在地)		処分場所の住所(所在地)				
	郵便番号	電話番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬受託者の住所(所在地)	運搬受託者の住所(所在地)	郵便番号	住所(所在地)	郵便番号	住所(所在地)				
産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	区間	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所(所在地)	郵便番号	住所(所在地)	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所(所在地)	郵便番号	住所(所在地)
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合は1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。